



魚病の発生予防と拡大防止対策

異常水質事故の未然防止・再発防止、水産業や府民の健康や財産を守るため、魚類の病気の診断や感染拡大防止対策の指導、モニタリング調査を行っています。

異常水質事故（魚類へい死）への対応



魚類へい死現場のようす

- 異常水質とは、河川等において、事故などにより有害な物質が流出したり、魚類などが大量に浮上・へい死したり、水の濁りや着色、油膜が認められる状況を示します。
- 魚類へい死が発生した場合、現場で採取した水や魚を検査して、原因究明に取り組んでいます。

特定疾病をはじめとした魚病発生への対応

- 魚の病気の中でも、外国で大きな被害をもたらしているものや、過去に国内で発生して被害をもたらした病気は、法律によって**特定疾病**に指定され、まん延防止の措置がとられています。
- 特定疾病の代表的なものとして、コイヘルペスウイルス（KHV）病があり、大阪府でも発生事例があります。
- 大阪府内で死亡したコイにKHV病の疑いがある場合、一次検査機関として迅速に検査を行い、まん延防止に寄与しています。
- また、府内の河川や養魚場での魚病の発生状況の監視や、漁業協同組合や養殖業者に対し、魚病に関する最新の情報提供を行うことで、魚病の発生やまん延を防いでいます。



コイヘルペスウイルス病によって死亡したコイ

コイヘルペスウイルス病の特徴

- コイのみに感染
- 水温20～25℃程度で発症
- エラの退色や、びらん、眼球の落ち込み等がみられ、大量へい死を引き起こす